

「令和8～9年度里塚斎場再整備に係る整備可能性調査検討業務」に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和8年6月15日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 契約担当部局
〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目 ORE札幌ビル7階
札幌市保健福祉局ウェルネス推進部施設管理課 011-211-3518
メールアドレス kasojo@city.sapporo.jp
- 2 公募型企画競争に付する事項
 - (1) 業務名 令和8～9年度里塚斎場再整備に係る整備可能性調査検討業務
 - (2) 業務内容 業務仕様書による
 - (3) 履行期間 契約締結日から令和9年12月17日（金）まで
- 3 企画競争参加資格
次の要件をすべて満たすものとする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
 - (4) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。
 - (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 4 手続き等
 - (1) 提案説明書等の交付
令和8年6月15日（月）から、以下の札幌市保健福祉局ウェルネス推進部施設管理課のホームページにて公開する。
https://www.city.sapporo.jp/kenko/wellness/keiyakujoho/koubogatakikaku/r8-9_satozukaiseibi.html
 - (2) 企画競争参加意向申出書の提出
 - ア 提出方法
持参又は郵送とする。
 - イ 提出期限
令和8年7月10日（金）17時00分とする。送付の場合は必着のこと。持参での提出の場合は、期限内の土曜日、日曜日及び祝日を除く日。受付時間は9時00分から17時00分までとする。
 - ウ 提出場所及び送付先

- 上記1のとおり
- (3) 企画提案書等の提出
- ア 提出方法
持参又は郵送とする。
- イ 提出期限
令和8年7月28日(火)17時00分とする。送付の場合は必着のこと。持参での提出の場合は、期限内の土曜日、日曜日及び祝日を除く日。受付時間は9時00分から17時00分までとする。
- ウ 提出場所及び送付先
上記1のとおり

5 選定方法

- (1) 第1次審査(書面審査)
提出書類を「里塚斎場再整備に係る整備可能性調査検討業務企画競争実施委員会」(以下「委員会」という。)により書面審査する。応募件数が5者以下の場合は省略する。
- (2) 第2次審査(プレゼンテーション審査)
第1次審査を通過した企画提案者に対し、ヒアリング及び審査を実施する。委員会委員の評価の合計点数が最も高い企画提案者を契約候補者とする(最低基準点の設定あり)。

6 その他

- (1) 企画提案者が次のいずれかに該当したときは、その時点をもって本企画競争への参加資格を失う、又は提案を失格とするものとする。
- ア 企画提案書に定める参加資格要件のいずれかを満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- イ 提出書類に虚偽の記載があるとき。
- ウ 他の企画提案者と共同して談合等の不正行為を行ったとき。
- エ 本企画競争に関して、公平性を阻害する行為又は本市職員に対する不適切な接触を行ったと認められるとき。
- オ 提出書類の提出期限、提出場所、提出方法及び記載方法が、本提案説明書及び各様式で定めた内容に適合しないとき。
- カ その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しないとき。
- (2) 本企画競争への参加、企画提案書の作成、提出、説明(プレゼンテーション等)に要する一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、返却しない。また、提出後の書類の追加、差替え及び再提出は認めない。
- (4) 企画提案の著作権は各企画提案者に帰属する。
- (5) 本市が本業務の実施、地域や市民等に対する説明その他の関連業務の実施に必要と認めるときは、企画提案を本市が利用(必要な改変を含む。)することを許諾するものとする。
- (6) 企画提案者は、本市に対し、企画提案者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (7) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (8) 詳細は提案説明書による。